

登山者から除く者の扱いについて

静岡県では、富士山の開山期間中（例年7月上旬～9月10日）、静岡県側の三登山口（富士宮口・御殿場口・須走口）において登山規制を実施しています。

静岡県富士登山条例第2条第2号に規定する業務に従事する者については、登山者から除く者として、入山規制の適用除外となります。

1 対象者

静岡県富士登山条例第2条第2号に規定する業務に従事する者

2 提出書類

- ・ 申出書（様式）
- ・ 業務概要が分かる資料（任意様式）

<以下に該当する方は、事前の申出書の提出は不要です>

① 通行証を発行予定の行政機関

令和8年4月7日付け文富第7号または第8号通知にて実施した調査に回答済みの所属等におかれましては、準備でき次第、通行証を発行します。

② 地元市町等の認定を受けた登山ガイド

静岡県に対して事前の手続きは不要ですが、各登山口に対応する地元市町等の認定等を受ける必要があります。登山ガイドの扱いについては、「別紙2」を御確認ください。

③ 自衛隊の公務（遭難救助や山地訓練等）

自衛隊の公務（静岡県富士登山条例第2条第2号に規定する業務）として入山する場合は、「自衛官身分証明書」を各登山口のスタッフに提示した上で、入山してください。

3 提出期限

入山予定日の5営業日前まで

4 提出先

静岡県富士山世界遺産課メール (sekai@pref.shizuoka.lg.jp) あて

5 その他

- (1) 後日、申出書の内容をもとに、県で通行証（PDF）を発行し、電子メールで送付する予定です。
- (2) 入山時は、必ず次の2点を携帯し、各登山口のスタッフに提示してください。
 - ① 通行証（写）※全員
 - ② 通行証に記載されている該当者であることが第三者に対して分かる証 ※全員
例）身分証、腕章、制服、名札等（事前に当課への共有は不要です）
- (3) 山梨県側から入下山する場合は、山梨県側の入山規制の対象となります。別途、山梨県で手続きが必要となりますので、御注意ください。